

資料 3

帳票要件における論点

1. 帳票要件策定の考え方

1-1. 帳票要件（標準仕様素案）の作成方法

帳票要件(標準仕様素案)は、一部自治体及びベンダーより受領した帳票一覧や、不足事項に対する追加確認情報をもとに「機能要件比較表」を整理したうえで、作成しました。事前にご確認いただき、収集したご意見を踏まえ、論点の協議等を行います。なお、住民や年金機構等の外部機関向けの帳票（外部帳票）を対象とし、内部帳票は帳票要件で定義せず、EUC機能での対応を原則とする想定です。

帳票要件比較表

	ツリー構成		帳票要件									
	大項目	中項目	ベンダーA	ベンダーB	ベンダーC	...	自治体(ア)	自治体(イ)	自治体(ウ)	...	サマリー	
5-1	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告	-帳票名 -法定 -概要	
			...	自治体・ベンダーからの受領した帳票一覧・帳票レイアウトより、帳票名・法定帳票か否か・帳票の概要を記載								

機能・帳票要件（標準仕様素案）

No	ツリー構成		標準仕様（案）			要件種別 (必須/オプション/実装不可)	論点・留意点・要確認点など
	大項目	中項目					
5-1-1	年金機構への報告・年金機構からの情報登録	年金機構への報告	国民年金被保険者関係届書	年金機構へ送付する関係届書	法令上必須	必須 後述	...
5-1-2			<ul style="list-style-type: none"> 帳票比較表をもとに集約した仕様を記載 比較対象の帳票にばらつきがある場合は、標準仕様（案）として定めた要件の考え方・根拠も記載 				<ul style="list-style-type: none"> ワーキングチーム・ベンダー分科会等で協議・確認が必要な事項は論点として記載

1. 帳票要件策定の考え方

1-2. 帳票要件における標準化対象帳票の考え方

「法令上必須」の帳票を標準化対象とし、介護保険標準仕様書に準じ、「帳票項目」「レイアウト」を定義することを想定しています

国民年金における帳票要件のスコープ

類型	性質		標準化対応	機能要件	帳票要件	
					帳票項目	レイアウト
1	外部帳票	法令上必須	標準化対象	機能要件に記載があり、帳票項目・レイアウトまでが定義されている	○	○
2		法令外	オプション対象	機能要件にオプションとして記載があるが、帳票項目・レイアウトとしての定義はない	○ (オプション)	×
3	内部帳票		対象外		△ (EUC)	×

「法定上必須」の帳票において定める内容

①帳票詳細要件 ②帳票レイアウト ※諸元表は対象外

帳票詳細要件

業務 5.1.年金機構への報告 帳票名称 国民年金被保険者関係届出書（報告書）

No	システム印字項目	実装項目			備考
		必須	オプション	不可	
1	個人番号	●			
2	氏名（姓）	●			ミドルネームは・・・
..					

諸元表		
折返	無	無
諸元表は対象外		

帳票レイアウト



1. 帳票要件策定の考え方

1-3. 法令上必須の範囲

「法令上必須」の定義は「法律・政令・省令・事務連絡により、厚生労働省又は日本年金機構が提示している様式」としたうえで、法令上必須である住民や年金機構と授受される外部帳票を帳票詳細要件定義の対象とします

外部帳票（法令上必須*）	実装PKG数	発行対象	
		住民→自治体	自治体→年金機構
国民年金被保険者関係届書（申出書）	4	○	-
国民年金被保険者関係届書（報告書）	6	-	○
国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	6	○	○
国民年金保険料免除・納付猶予申請書*	6	○	-
国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）*	3	-	○
保険料学生納付特例申請書	6	○	-
保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	3	-	○
居所未登録者報告書	1	-	○
居所未登録者住所判明報告書	1	-	○
国民年金関係報告書*	6	-	○
電子媒体届書総括票	7	-	○
国民年金関係書類送付書	2	-	○
所得調査票*	1	-	○
老齢福祉年金所得状況届	1	-	○
特別障害給付金所得状況届	1	-	○

帳票詳細要件の定義対象（外部帳票（法定上必須））

外部帳票 （左記以外（協力連携事務も含））	実装PKG数	送付対象	
		年金機構	住民
20歳到達者一覧*	3	○	-
国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書（申出書）	1	-	○
国民年金保険料免除 承認・却下 処理簿	1	○	-
所得証明提出周知文	1	-	○
異動届送付用	1	○	-
国民年金関係異動届*	1	○	-
異動一覧表*	2	○	-
電子媒体届出書ラベル	1	○	-
老齢福祉年金定時届関係連名簿	1	○	-
国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届連名簿	1	○	-
特別障害給付金連名簿	1	○	-
外国人年齢到達予定者一覧	1	○	-
納付記録票	1	○	-
必要書類リスト	1	-	○
宛名はがき	1	-	○
年齢到達者一覧*	1	○	-
年金受給のお知らせ	1	-	○
前年申請免除者（封書）	1	○	-
年金証書受領書	1	○	-
宛名シール*	3	-	○

※ 厚生労働省、年金機構から様式が示されている

* 複数様式が定義されている

2. 本ワーキングチームにおける討議対象

事前にご確認したご意見については、以下の区分にて振り分けし、そのうち、「討議」とするものについて議論を進めていきます

頂戴したご意見の区分と取り扱いの考え方

No.	ご意見区分		取り扱い方針	ご意見総数
1-1	討議事項	ワーキングチーム	✓ ワーキングチーム（本会合）において討議する	18
1-2		バンダー分科会	✓ バンダー分科会において討議する	51
2	指摘	—	✓ ご指摘を踏まえ、帳票要件等を修正する （事務局にて修正後、次回研究会に先立ち、構成員各位へ提示、確認依頼予定）	109
3	質問	—	✓ 事務局にてご回答を作成、別途、ご提示	19

本日の討議対象

3. 協議事項一覧

帳票要件に関する協議事項は次の7項目となります

詳細については配布した帳票詳細要件もあわせてご確認ください、適宜、参照しながら検討を進めます

区分	内容	
協議事項	共通①	✓ 印字を必須とする項目の範囲（必須／任意の判断基準）
	共通②	✓ 電子公印のシステム化範囲
	共通③	✓ 複写式用紙/ドットインパクトプリンタへの対応
	共通④	✓ 自由記入欄（連絡欄等）の扱い
	共通⑤	✓ 個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール
	共通⑥	✓ 自治体側情報の出力範囲
	共通⑦	✓ ○囲み表記項目の取り扱い

(補足) 討議事項以外の項目

討議事項以外の指摘、質問については、以下の件数をいただいています

区分		計
討議事項		69
指摘	帳票詳細要件を修正	109
	その他	0
	計	109
質問		19
合計		197

区分	帳票	計
帳票詳細要件を修正	1 国民年金被保険者関係届書（申出書）	0
	2 国民年金被保険者関係届書（報告書）	6
	3 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	21
	4 国民年金保険料免除・納付猶予申請書	6
	5 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	7
	6 保険料学生納付特例申請書	26
	7 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	4
	8 居所未登録者報告書	3
	9 居所未登録者住所判明報告書	2
	10 国民年金関係報告書	3
	11 電子媒体届書総括票	0
	12 国民年金関係書類送付書	0
	13 所得調査票	0
	14 老齢福祉年金所得状況届	31
	15 特別障害給付金所得状況届	0
	計	109

4. 討議

4-1. 共通①：印字を必須とする項目の範囲（必須／任意の判断基準）

「国民年金被保険者関係届書（申出書）」において、オプションとした項目に対して「現行システムでは出力しているため必須とした」とのご意見を頂戴しました。各帳票における項目単位での必須／任意の取り扱いについてご議論をお願いします

国民年金被保険者関係届書（申出書）

国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたっての注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長
日本年金機構理事長 へて 令和 年 月 日
以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏 名： _____
被保険者 どの続柄： 1. 本人 2. その他（ ）

市区町村 日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 <small>（または基礎年金番号）</small>	② 生年月日	③ 昭和 ④ 平成	⑤ 性別 1. 男性 2. 女性
	③ 氏名	④ 電話番号 1. 自宅 2. 勤務先 3. 携帯電話 4. その他		
B. 届出（申出）事項	⑦ 住所	⑧ 国籍 <small>（氏籍の別のみ）</small>	⑨ 外国人氏名 <small>（日本籍者の場合は）</small>	
	届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。			
B. 届出（申出）事項	届書種類・番号	⑩ 届出・申出年月日／出産（予定）日	⑪ 理由等	
	資格取得届	1	平成	0. 2. 0歳到達（学生） 4. 任意加入の申出
	種別変更届	2	令和	1. 資格取得届出忘れ 5. その他
	資格取得届	3	平成	2. 2. 0歳到達 10. 中国国籍入籍
	資格喪失届	4	平成	3. 厚生年金（共済含む）からの移行 11. 外国からの転入
	資格喪失届	5	令和	1. 厚生年金（共済含む）への移行 9. 基礎年金
	付加保険料 納付・控除届	6	平成	2. 任意加入対象者に該当 10. 中国国籍入籍等非該当
	付加保険料 納付・控除届	7	令和	3. 4. その他 11. 外国への転出
	保険料 免除届	8	平成	1. 納付の申出 3. 農業年金受給取得
	保険料 免除届	9	令和	2. 納付控除の申出 4. 農業年金受給喪失
	年金手続 再交付申請	10	平成	1. 基礎年金第1号（障害基礎年金等） ⑫ 保険料納付申出の確認
	産前産後免除 届出届	14	平成	2. 基礎年金第2号（生活保護等） 1. 希望する
				3. 基礎年金第3号（国立療養所等） 2. 希望しない
				1. 転入 ⑬ その他
			2. 帰属（汚れ）	
			単独・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎	

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

C. 届出事項	⑭ 届書種類・番号	⑮ 届出年月日	⑯ 理由等	
	住所変更届	11	平成 令和	変更前住所
	氏名変更届	12	平成 令和	変更前氏名
死亡届	13	平成 令和	届出者連絡先	

※ 市区町村・日本年金機構連絡

届出事項	作成不要	1
	早期送付	2

印字必須／任意とする項目の一次判断基準（案）

実装すべき
出力項目
（必須項目）

1

ア) 10団体* にすべてに実装されている
ただし キ) に該当しないこと

2

以下のいずれかに該当する
イ) 10団体* のうち、5団体以上で実装されている
ウ) 調査対象の複数の自治体から、業務負荷や改善要望の意見がある
など、住民サービス向上や自治体業務効率化に資する機能と勘案される

3

実装しなくても
良い出力項目
（オプション項目）

以下のいずれかに該当する
エ) 10団体* のうち、1団体以上で実装されている
オ) 調査対象の複数の自治体で実装されていることが確認できる

4

実装しない出力項目
（実装不可項目）

以下のいずれかに該当する
カ) 10団体* のいずれも実装されていない
キ) 年金機構への令和3年7月に照会した結果、令和4年度以降に自治
体で対応不要となる業務に付随する

*10団体はベンダー、自治体双方を含む

【論点】

- 各帳票について、一律、本基準で判定できるか
- 当該基準で判定することが適切でない帳票がないか

4. 討議

4-2. 共通②：電子公印のシステム化範囲

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）」に対し、「公印廃止帳票ではないため、市区町村長の電子公印をオプションとするべき」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

対象帳票

パターン1：公印あり

※ 控除後の所得額 Ⅰ～Ⅲ（一部免除申請）	0円	円	円
※ 特例認定区分 (注)該当する場合のみ ○をつけてください	⑥ 1. 失業者 2. 被災者 4. その他	(G-G) ⑩ 1. 失業 2. 被災 3. DV 4. その他	(G-G) ⑪ 1. 失業 2. 被災 3. DV 4. その他
※ 天災を事由とした場合の意見	被保険者：未申告者		
連絡欄			

上記のとおり相違ありません。
令和 3年 8月 4日

●●●●●●●●●●市長
日本 太郎 印

パターン2：公印なし

○○年金事務所長 様

○○第 号
平成29年12月 1日

●●●●●●●●●●市長
首長 太郎

国民年金関係書類送付書

対象帳票

対象帳票	市区町村長表記	
	首長名	公印
1 国民年金被保険者関係届書（申出書）	-	-
2 国民年金被保険者関係届書（報告書）	-	-
3 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	-	-
4 国民年金保険料免除・納付猶予申請書	-	-
5 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	○	○
6 保険料学生納付特例申請書	-	-
7 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	○	○
8 居所未登録者報告書	-	-
9 居所未登録者住所判明報告書	-	-
10 国民年金関係報告書	-	-
11 電子媒体届書総括票	○	-
12 国民年金関係書類送付書	○	-
13 所得調査票	-	-
14 老齢福祉年金所得状況届	-	-
15 特別障害給付金所得状況届	-	-

【論点】

- 市区町村長の電子公印出力を要件化（オプション）するか
 - あるいは、公印廃止とする方向で制度見直し余地はあるか

4. 討議

4-3. 共通③：複写式用紙/ドットインパクトプリンタへの対応

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」等に対し、「年金機構から配布されている複写式様式にドットインパクトプリンタで印字するか、あるいは本人控はコピー等を交付するか」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

対象帳票例

国民年金保険料 免除・納付猶予 の申請について (学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。
この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

①免除(全額免除・一部免除)申請
本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)、世帯主それぞれの前年所得(過去の年度分については、前々年や前々々年所得等)が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。(一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。)

＜全額免除となる所得の目安＞ …… { (扶養親族の数 + 1) × 35万円 } + 22万円

②納付猶予申請
50歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年等の所得が一定額以下(全額免除の所得基準と同じ)の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。
※ ②の免除を受けた期間に将来の老齢基礎年金の額が増額(国庫負担分が反映)されますが、②の納付猶予を受けた期間には老齢基礎年金の額は増えません。
※ 免除(全額・一部)または猶予が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。また、付加年金および国民年金基金は、過去にきかかっていた加入ができません。
※ ②について、平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

【申請時の注意点】

● 免除等が申請できる期間

- ・過去期間……申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで。
- ・将来期間……翌年6月(1月～6月に申請したときは、その年の6月)分まで。

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12カ月間となりますので、必要に応じて複数の申請書を提出してください。(免除等の1年度 = 7月～翌年6月)

例：平成29年7月に、平成27年6月から平成30年6月までの期間を申請する場合、

- ①平成26年度分(平成27年6月～27年6月)
- ②平成27年度分(平成27年7月～28年6月)
- ③平成28年度分(平成28年7月～29年6月)
- ④平成29年度分(平成29年7月～30年6月)の4枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、平成27年5月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。その他、必要な添付書類は、本人控の裏面にある「2. 添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】

● この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所(郵送による提出も可能)です。

● 3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。

※ 郵送の場合、交付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛先と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。郵印を捺印する際は「本人控」を2枚添付いたします。

【申請書提出後の注意点】

● 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

● 納付のご案内は、当機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。③枚目(本人控)の裏面の注意事項も必ずお読みください。

運用イメージ

現行

1枚目：提出用

2枚目：提出用

3枚目：本人控

- ✓ 複写式用紙にて3枚目まで一度に記入
- ✓ ドットインパクトプリンタでシステム出力項目も一度に印字

見直し後(複写式・ドットインパクトプリンタ廃止)

1枚目：提出用

2枚目：提出用

3枚目：本人控

【論点】

- 複写式用紙及びドットインパクトプリンタを継続するか
 - 本人控はコピー交付or本人控分も含めシステム出力、交付する運用に変更可能か

✓ 手記入項目がある場合、複数回記入要

4. 討議

4-4. 共通④：自由記入欄（連絡欄等）の扱い

「国民年金被保険者関係届書（報告書）」の「市区町村・日本年金機構連絡欄」等に対し、自動記載項目や必須・任意、レイアウト等についてご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

対象帳票（例）

国民年金被保険者関係届書報告書

市区町村名：TASK市 (00003)
報告日：
受付年月日：令和3年8月4日

日本年金機構

① 個人番号 0 0 0 1 2 0 7 3 8 5	② 生年月日 5 和 5 4 0 5 2 4
③ 氏名 日本 花子	④ 性別 2 女 性
⑤ 郵便番号 1 2 3 4 5 6 7	⑥ 電話番号 1 局 号 2 局 号 3 局 号 4 局 号
⑦ 住所 TASK市TASK町2番地	
⑧ 氏名 TASK市TASK町2番地	

届出種類・番号	届出年月日	届出事由
1 資格取得届	平成 1 2 0 4 3 0	5 其の他
2 資格喪失届		
3 付加保険料納付・返還届		
4 付加保険料納付・滞り届		
5 保険料納付届		
6 保険料滞り届		
7 年金手続再交付申請届		
8 前期年度免除届		
9 備考		

個人番号を有さない被保険者に係る届出

届出種類・番号	届出年月日	届出事由
1 住所変更届		1 家更前住所
2 氏名変更届		1 家更前氏名
3 死亡届		1 届出者連絡先

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄
基礎年金番号：0001-207385

⑨ 届出書関連
作成不要
早期送付

対象帳票

対象帳票	自由記入欄
1 国民年金被保険者関係届書（申出書）	連絡欄
2 国民年金被保険者関係届書（報告書）	連絡欄
3 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	連絡欄
4 国民年金保険料免除・納付猶予申請書	特記事項、備考
5 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	天災を理由とした場合の意見、連絡欄
6 保険料学生納付特例申請書	特記事項、備考
7 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	天災を理由とした場合の意見、連絡欄
8 居所未登録者報告書	(住民票削除理由)
9 居所未登録者住所判明報告書	-
10 国民年金関係報告書	連絡欄、(理由等)
11 電子媒体届書総括票	備考
12 国民年金関係書類送付書	-
13 所得調査票	-
14 老齢福祉年金所得状況届	備考
15 特別障害給付金所得状況届	備考

【論点】

- システム出力項目とするか
 - 基礎年金番号を必須出力とするか
 - 画面上で入力した文言を出力する機能を設けるか
- 手入力を想定した記入レイアウトとするか
 - 現行様式のレイアウトに準ずることによりか
(現状のレイアウトにてスペースの過不足はないか)

4. 討議

4-5. 共通⑤：個人番号及び基礎年金番号の表記コントロール

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」において、「市区町村により印字の要件が異なる（印字なし／個人番号／基礎年金番号）」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

国民年金保険料免除・納付猶予申請書			
TASK年金事務所 あて 令和 3 年 8 月 4 日 以下のとおり免除・納付猶予を申請します。 また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。 この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の権限について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。 〒 123-4567 住所：〇〇県〇〇市 TASK町2番地 被保険者氏名：日本 花子		指定全額免除申請事務取扱者	市区町村
基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。		② 電話番号 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	日本年金機構
A. 基本情報	① 個人番号（または基礎年金番号）	③ 被保険者氏名	④ 被保険者生年月日
	⑤ 配偶者氏名	⑥ 配偶者生年月日	昭和 5 4 0 5 2 4 <small>年 月 日</small>
	⑦ 世帯主氏名	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。	
	⑧ 特記事項	◆ 配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（12桁の番号）を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 ◆ 申請期間中に海外から転入した場合は国名と転入日、海外に転出した場合は国名と転出日を記入してください。 （配偶者が別世帯の場合） 配偶者の個人番号（ - - ）	

【論点】

- 標準仕様として要件を統一できるか
 - 原則、個人番号を出力することとし、個人番号未登録者の場合のみ基礎年金番号を出力する仕様とするか

対象帳票

対象帳票	パターン		
	基礎年金番号のみ	個人番号のみ	いずれか
1 国民年金被保険者関係届書（申出書）	-	-	○
2 国民年金被保険者関係届書（報告書）	-	-	○
3 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	-	-	○
4 国民年金保険料免除・納付猶予申請書*	-	-	○
5 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	-	-	○
6 保険料学生納付特例申請書	-	-	○
7 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	-	-	○
8 居所未登録者報告書	○	-	-
9 居所未登録者住所判明報告書	○	-	-
10 国民年金関係報告書	-	○	-
11 電子媒体届書総括票	-	-	-
12 国民年金関係書類送付書	-	-	-
13 所得調査票	複数様式有		
14 老齢福祉年金所得状況届	○	-	-
15 特別障害給付金所得状況届	○	-	-

4. 討議

4-6. 共通⑥：自治体側情報の出力範囲

「電子媒体届書総括票」において、「自治体職員が記入する運用としており、自動で出力していない」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

電子媒体届出書総括表

国民年金 電子媒体届書総括票

○ 作成年月日 : 令和 3年 8月 5日
○ 提出元ID : 00003
○ 媒体通番 : 001
○ 届書総件数

①国民年金被保険者資格取得届	1 件
②国民年金被保険者種別変更届	0 件
③国民年金被保険者資格取得申出書	0 件
④国民年金被保険者資格喪失届	1 件
⑤国民年金被保険者資格喪失申出書	0 件
⑥国民年金付加保険料納付・辞退申出書	0 件
⑦国民年金付加保険料該当・非該当届	0 件
⑧国民年金保険料免除理由該当届	0 件
⑨国民年金保険料免除理由消滅届	0 件
⑩年金手帳再交付申請書	0 件
⑪国民年金被保険者住所変更届	0 件
⑫国民年金被保険者氏名変更届	0 件
⑬国民年金被保険者死亡届	0 件
⑭国民年金保険料産前産後免除該当届	0 件
届 書 合 計	2 件

市区町村名	TASK市
電 話 番 号	012-3456-789
担 当 者 名	年金 一郎

令和 3年 8月 5日 提出

TASK市長 日本 太郎

【 備 考 】

自治体に関する情報の種類

#"	項目	出力値
1	作成年月日	出力年月日 (和暦)
2	提出元ID	固定値 (マスタ設定)
3	媒体通番	自動計算
4	届出書件数	自動計算
5	市区町村名	固定値 (マスタ設定) / 画面入力 / 空欄 (手入力)
6	電話番号	固定値 (マスタ設定) / 画面入力 / 空欄 (手入力)
7	担当者名	固定値 (マスタ設定) / 画面入力 / 空欄 (手入力)
8	提出日	画面入力 / 空欄 (手入力) ※"年月日"のみ表示
9	市区町村長名	固定値 (マスタ設定) / 画面入力 / 空欄 (手入力)
10	備考	画面入力 / 空欄 (手入力)

【論点】

- 自治体側に関する情報は手入力する仕様とするか
 - 一定範囲 (システム自動判別できる情報) はシステム出力する仕様とするか、その場合、該当する項目は何か

4. 討議

4-7. 共通⑦：○囲み表記項目の取り扱い

「国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書」に対し、「関係届書（報告書）と同様、届出種類に応じた番号を表示する仕様がよいのでは」とのご意見を頂戴しました。帳票要件上の取り扱いについてご議論をお願いします

届出種別表記方式（2パターン）

パターン1：●囲み

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

届書種類・番号	①該当・申出年月日/出産（予定）日	②理由等
資格取得届 1	平成	0. 20歳到達（学生） 1. 資格取得届出もれ 2. 20歳到達 3. 厚生年金（共済含む）からの移行
種別変更届 2	令和	4. 任意加入の申出 5. その他 10. 中国残留邦人等 11. 外国からの転入
資格取得申出 3		
資格喪失届 4	平成	1. 厚生年金（共済含む）への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出
資格喪失申出 5	令和	5. 期間満了 10. 中国残留邦人等非該当 11. 外国への転出
付加保険料納付・辞退申出 6	平成	
付加保険料納付・辞退申出 7	令和	1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出
保険料免除理由該当届 8	平成	3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
保険料免除理由該当届 9	令和	1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） 2. 法第89条第2号（生活扶助等） 3. 法第89条第3号（国立療養所等）
年金手帳再交付申請 10	平成	③保険料納付申出の確認 1. 希望する 2. 希望しない
産前産後免除該当届 14	令和	1. 紛失 2. 破損（汚れ） 9. その他
備考		単胎・多胎の別 1. 単胎 2. 多胎

パターン2：数値記載

届出種類・番号	①該当・申出年月日	②理由等
資格取得届 1	平成 1 2 0 4 3 0	5その他
種別変更届 2		
資格取得申出 3		
資格喪失届 4		
資格喪失申出 5		
付加保険料納付・辞退申出 6		
付加保険料納付・辞退申出 7		
保険料免除理由該当届 8		③保険料納付申出の確認
保険料免除理由該当届 9		
年金手帳再交付申請 10		
産前産後免除該当届 14		単胎・多胎の別
備考		

対象帳票

対象帳票	パターン
1 国民年金被保険者関係届書（申出書）	○囲み
2 国民年金被保険者関係届書（報告書）	数値
3 国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	○囲み
4 国民年金保険料免除・納付猶予申請書*	-
5 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市町村確認書）	-
6 保険料学生納付特例申請書	-
7 保険料学生納付特例申請書（市町村確認書）	-
8 居所未登録者報告書	-
9 居所未登録者住所判明報告書	-
10 国民年金関係報告書	数値
11 電子媒体届書総括票	-
12 国民年金関係書類送付書	数値
13 所得調査票	-
14 老齢福祉年金所得状況届	-
15 特別障害給付金所得状況届	-

【論点】

- 年金機構向けのシステム出力書類は数値表記とするか
 - 住民が手で記入するケースがある書類は○囲み表記を残すか（手記入時のわかりやすさを考慮）